



2021. 7. 2.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-8 / 2021）

酒類の地理的表示に関し新たに「大阪」「長野」「山形」が指定されました

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」で、酒類区分「ぶどう酒」では標記の 3 件が指定され 2021 年 6 月 30 日に公告されています。

地理的表の一覧です。ここから各名称（地名）と酒類区分から生産基準等が確認できます

[酒類の地理的表示一覧 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

生産基準等

大阪：[別紙 1 地理的表示「大阪」生産基準 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

長野：[別紙 1 地理的表示「長野」生産基準 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

山形：[別紙 1 地理的表示「山形」生産基準 | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

なお、長野に関しては、「長野ワイン」と「長野ワインプレミアム」を定めています。また、「長野県原産地呼称管理制度」（NAC）も継続して運用されます。

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生